

政党に関する法律の改正法

第一条

1997年11月18日付勅令第 CS/RKM/1197/07号により公布された政党に関する法律は、以下のとおり修正された。

- 第4章の見出しは、新たに第4章「政党の組織及び役員会」へ変更される。
- 第9章の見出しは、新たに第9章「管理処置及び違反規定」へ変更される。
- 第6条、第12条、第17条、第18条、第19条、第25条、第26条、第29条、第34条及び第9章から第11章までの他の条項は、以下のとおり変更された。

第6条—新

あらゆる政党は、以下のいずれの活動も行ってはならない。

- 1- カンボジアの国家の統一性及び領土保全の破壊へつながることになる分離を引き起こすこと
- 2- 自由主義、複数政党制民主主義及び立憲君主制に反することにつながる妨害活動を実施すること
- 3- 国家の安全保障に影響を及ぼすことになる活動を実施すること
- 4- 軍隊を設置すること
- 5- 国家の統一性を破壊する可能性がある扇動

第12条—新

18歳以上であり市民権を有するクメール人のみが、政党の構成員になることができる。

第17条—新

各政党は、少なくとも以下の主要組織を編成するものとする。

1. 大会議又は同等の組織
2. 国民評議会若しくは中央委員会又は同等の組織
3. 役員会若しくは常設委員会又は同等の組織
4. 仲裁委員会若しくは検査委員会若しくは紛争委員会又は同等の組織

政党のあらゆるレベルの主要組織の名称は、各政党の要件の決定に従い変更することができる。

各党は、総裁及び必要に応じて副総裁を立てるものとする。政党の総裁及び副総裁は、各政党の要件に従い選出されるものとする。

上記で規定された各政党の主要組織及び党の他の組織の委任された権限、責務、組織及び進行は、当該政党の要件又は内部規則において決定されるものとする。

第 18 条—新

生まれて以来クメール市民であり、25 歳以上である男性及び女性は、党の総裁若しくは副総裁又は党の主要組織の構成員になること役員会ができる。

党の総裁及び副総裁、並びに党の役員会若しくは常設委員会又はそれらと同等の委員会の構成員は、刑の執行停止がされることなく犯罪又は中犯罪のため有罪となって懲役判決を受けた者ではないものとする。

政党の総裁及び副総裁、並びに党の役員会若しくは常設委員会又はそれらと同等の委員会の構成員は、以下の場合にその地位を失うものとする。

- 当該個人が死亡する
- 当該個人が書面により辞職する
- 当該個人が、犯罪又は中犯罪により、刑の執行停止がされることなく禁錮刑を言い渡される場合。ただし、その刑が国王によって免除される場合は、この限りではない。

政党は、前項の定めに従って地位を失う総裁及び副総裁を交代するための処置を、当該地位が失われる日から数えて 90 日以内に講じるものとする。

本規定は、党の総裁若しくは副総裁と同様の地位若しくは権能を有する個人、又は党の役員会若しくは常設委員会若しくはそれらと同等の委員会の構成員にも適用されるものとする。

第 19 条—新

本法律第 9 条に従い、政党が形成された後 180 日以内の期間に、当該政党は、有効性を得るため、及び少なくとも 4000 名の構成員を有する法人として合法的に行動できるようにするため、内務省に登録を要請するものとし、本法律第 20 条に規定された正規手続き及び要件を遂行するものとする。

第 25 条—新

本法律第 24 条に従い、内務省により登録拒絶書が発出された政党は、最高裁判所に訴訟を起こす権利を有する。

最高裁判所は、当該政党からの訴訟を受けてから 30 日以内に決定するものとする。

当該政党の書類の内容の適切さに関して決定される最高裁判所からの決定を受領後、内務省は、本法律第 23 条に規定されたとおり、直ちに当該政党に登録するものとする。

第 26 条—新

登録された政党は、党の総裁及び副総裁（設置している場合）並びに党の役員会又は常設委員会又はそれらと同等の委員会の構成員の人名簿を、個人の簡単な経歴及び 4×6 のサイズの顔写真を添付して、内務省へ提出するものとする。

政党の総裁若しくは副総裁又は役員会若しくは常設委員会の構成員の交替は、書面形式により、新たな構成員の個人の簡単な経歴及び 4×6 のサイズの顔写真を添付して内務省へ通知するものとする。

登録された政党は、その党の要件に従い、自己の名称、アイデンティティ記号、本部、政策及び他の重要な政策プログラムを変更すること、又は要件を修正することができる。この場合、政党は、既に変更された新たな書類を添付して内務省へ書面形式で通知するものとする。

第 29 条—新

政党は、本法律第 28 条に規定された場合を除き、いかなる事態によるかにかかわらず、政府機関、協会、NGO、公企業、公的機関、公的研究所から寄付を受領することを禁止される。

政党は、いかなる事態によるかにかかわらず、外国の機関、外国企業、外国人、又は外国由来の財源による組織から寄付を受領することを禁止される。

第 34 条—新

いかなる当局も、党を解散させる権利を有しない。ただし、その党が裁判所により解散される場合はこの限りではない。

第 38 条—新

あらゆる政党は、憲法、政党に関する法律及びカンボジア王国の有効なその他の法律を固く守るものとする。

憲法、政党に関する法律及び有効なその他の法律に反して行動する党について、内務省は、以下のとおり処置を講じるものとする。

- その党に、定められた期間内には是正するよう通知状を発行する
- 書面による警告を行い、必要な場合は違法活動を停止させるための処置を講じる
- その党の活動を一定の期間、一時的に停止することを決定する
- 重大な場合、その党を解散させるため最高裁判所へ訴訟を提起する

第 39 条—新

本法律第 31 条に反する政党に対し、500 万リエルの金額の罰金が内務省により科されるものとする。

その違反が続けられる場合、罰金の金額は 2 倍にされるものとし、及び内務省は、当該政党の活動を定められた期間、一時的に停止することを決定することができる。

第 40 条—新

本法律第 29 条に反して行動する政党は、内務省により 2000 万リエルの金額の罰金を科されるものとする。本法律第 29 条に反して党が受領した寄付が 2000 万リエルを超える金額である場合、罰金はその寄付の 2 倍にされるものとする。内務省は、一定の期間、その党の活動を停止することを決定することができる。

その違反が続けられる場合、その罰金は、前の罰金の 2 倍にされるものとし、及び内務省は、その政党を解散させるため、最高裁判所へ訴訟を提起することができる。

第 41 条—新

本法律の第 5 条及び第 15 条第 2 項に反する者に対し、300 万リエルの罰金が内務省により科されるものとする。

第 42 条—新

以下に掲げる行為をする者に対し、1000 万リエルから 2000 万リエルまでの罰金又は 1 か月から 1 年までの禁錮刑が科されるものとする。

1. 内務省により登録を拒絶された政党を運営又は指揮し続ける
2. 最高裁判所により解散された政党を運営又は指揮し続ける
3. 本法律第 9 条に規定された暫定委員会を任命する選挙日から数えて 180 日を超えて、党の登録を要請することなく、政党を運営又は指揮する
4. 党の活動を停止する決定にもかかわらず、政党を代表して行動し続ける
5. 党を解散する最高裁判所の最終的かつ拘束力のある判決にもかかわらず、政党の本部を運営し続ける

第 43 条—新

本章に規定された内務省からの決定の影響を直接受ける個人は、当該決定の受領日から数えて 30 日の期間、最高裁判所に訴訟を提起することができる。異議申立訴訟の期間及びその異議申立訴訟の解決の期間において、内務省の決定は、政党の活動を一時的に停止する決定を除き、効力を有しないものとする。

第 44 条—新

本法律の新第 6 条及び本法律第 7 条に反して行動する政党について、裁判所は、その他の刑事上の有罪判決を考慮することなく、以下のとおり決定することができる。

- 当該政党の活動を 5 年以内の停止とする
- 当該政党を解散する

第 45 条—新

本法律を適用することにより、いかなる訴訟の審査に対しても管轄権を有する

裁判所は、最高裁判所である。他方で、本法律の新第 42 条は、刑事訴訟法に従って実施されるものとする。

最高裁判所に付属する検察官は、訴訟がある場合に法律の固守を求めて参加するものとする。

政党が解散された場合、裁判所は、その政党の指導者の政治活動を 5 年の期間、禁止することを決定することができる。

最高裁判所は、完全一致により、事実及び適法な実体的事項を決定するものとする。最高裁判所の判決は、異議申立てを拘束する決定である。

第 46 条—新

本章の実施は、本章に定められた規定に関する違反が刑法に定められた犯罪である場合に、刑事訴訟手続を停止しないものとする。

第 47 条—新

刑法の第 8 卷（実施手続き）の最初の目次（総則）の単一の章（総則）、3 番目の目次（団体に対する執行）の単一の章（団体に対する執行）の規定は、罰金に関する決定が最終的かつ拘束力を有するようになる場合、実施されるものとする。

第 48 条—新

本法律が発効した後、1997 年 11 月 18 日付の勅令第 CS/RKM/1197/07号により発表された政党に関する法律に従って形成されて内務省で適正に登録されるすべての政党は、その妥当性が維持されるものとし、本法律及びカンボジアのその他の有効な法律に従って活動を実施することができる。ただし、それらの党は、本法律が発効する日から数えて 90 日以内に、本法律の規定に従い法的正規化の書式に記入するものとする。

第 49 条—新（旧第 44 条）

本法律に相反する規定は、廃止されるとみなされるものとする。

第 50 条—新（旧第 45 条）

本法律は、直ちに公示されるものとする。

第二条

本法律は、直ちに公示されるものとする。

プノンペンにおいて 2017 年 3 月 7 日に行われた
王室の代理及び国王陛下の命令の下で
臨時元首 Samdach Vibol Sena Pheakdey Say Chhum